

新型コロナウイルス感染症に伴う主な支援策一覧【国・県等】

令和3年3月18日現在

申請区分	対象	実施区分	支援策	主な概要	主な条件等	相談窓口	URL
【休業助成】 事業主が申請	自身がフリーランスで、子どもがいる方	実施中	助成 小学校等休業対応支援金【フリーランス】	助成額: 就業できなかった日 1日につき7,500円 適用日: 令和2年10月1日～緊急事態宣言が全国で解除された月の翌月末まで(3月7日に解除された場合は4月末まで)の間に取得した休暇	①臨時休校等に伴い、子どもの世話をを行う必要が生じたため、臨時休校等以前に契約していた仕事ができなくなった ②業務委託契約に基づいて報酬が支払われていた	学校等休業 助成金・支援金コールセンター 0120-60-3999	<a href="#">厚生労働省HP</a>
	子どもがいる従業員を休ませてあげたい事業者	実施中	助成 小学校等休業対応助成金【休暇取得支援】	助成額: 労働者1人1日につき15,000円上限 助成率: 10/10 適用日: 令和2年10月1日～緊急事態宣言が全国で解除された月の翌月末まで(3月7日に解除された場合は4月末まで)の間に取得した休暇	臨時休校等に伴い、子どもの世話をを行う必要が生じた労働者に有給休暇とは別に給(賃金全額支給)の休暇を取得させた事業主		<a href="#">厚生労働省HP</a>
	従業員に一時的に休んでほしいが、手当の負担が大変な事業者	実施中	助成 雇用調整助成金【コロナ特例】	助成額: 労働者1人1日につき15,000円上限 助成率: 大企業3/4、中小企業10/10 ※解雇等を行う場合は、大企業2/3、中小企業4/5 ※教育訓練を実施した場合、中小企業2,400円、大企業1,800円を加算 適用日: 令和2年4月1日～緊急事態宣言が全国で解除された月の翌月末まで(3月7日に解除された場合は4月末まで)の休業等に適用	①経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされ、労働者に対して一時的に休業、教育訓練等を行った ②新規採用者など6か月未満の労働者又は雇用保険未加入の労働者も対象		千葉県労働局 職業対策課 043-221-4393 佐原ハローワーク 0478-55-1132
【資金繰り】 事業主が申請	外出自粛等の影響を受け業績が悪化したため、当面の運転資金を調達したい事業者	実施中	融資 危機関連保証【民間系・信用保証付き融資】	保証率: 借入債務の100% 保証枠: 一般枠とは別枠で最大2.8億円	売上高等が前年同月比15%以上減少等の場合 ※セーフティネット保証4号・5号との併用可能	千葉県信用保証協会 043-221-8110	<a href="#">中小企業庁HP</a>
		実施中	融資 セーフティネット保証4号【民間系・信用保証付き融資】	保証率: 借入債務の100% 保証枠: 一般枠とは別枠で最大2.8億円	売上高等が前年同月比20%以上減少等の場合		<a href="#">中小企業庁HP</a>
		実施中	融資 セーフティネット保証5号【民間系・信用保証付き融資】	保証率: 借入債務の80% 保証枠: 一般枠とは別枠で最大2.8億円	①売上高等が前年同期比5%以上減少等の場合 ②特に重大な影響が生じている指定業種 ※指定業種は経済産業省HPでご確認ください。		<a href="#">中小企業庁HP</a>
		実施中	融資 新型コロナウイルス特別貸付【政府系・実質無利子無担保融資】	融資限度額: 別枠6億円以内(中小事業) 別枠8,000万円以内(国民生活事業) 据置期間: 5年以内 貸付期間: 20年以内(設備資金)/15年以内(運転資金)	①最近1か月間等の売上高又は過去6か月間(最近1か月間を含む)の平均売上高が前3年のいずれかの年の同期5%以上減少している ②前3年同期と単純に比較できない場合等は、最近1か月間等の売上高又は過去6か月間(最近1か月間を含む)の平均売上高が、過去3か月間(最近1か月を含む)等の平均売上高と比較して5%以上減少している。	日本政策金融公庫事業資金相談ダイヤル (平日)0120-154-505 (土日祝)0120-112-476 0120-327-790	<a href="#">日本政策金融公庫HP</a>
		実施中	融資 生活衛生事業者向け新型コロナウイルス特別貸付【政府系・実質無利子無担保融資】	融資限度額: 別枠8,000万円以内 据置期間: 5年以内 貸付期間: 20年以内(設備資金)/15年以内(運転資金)	①生活衛生関係の事業を営んでいる ②最近1か月間等の売上高又は過去6か月間(最近1か月間を含む)の平均売上高が前3年のいずれかの年の同期5%以上減少している ③前3年同期と単純に比較できない場合等は、最近1か月間等の売上高又は過去6か月間(最近1か月間を含む)の平均売上高が、過去3か月間(最近1か月を含む)等の平均売上高と比較して5%以上減少している。		<a href="#">日本政策金融公庫HP</a>
		実施中	融資 旅館業・飲食業及び喫茶店業向け衛生環境激変特別貸付【政府系・融資】	融資限度額: 別枠3,000万円以内(旅館業) 別枠1,000万円以内(飲食・喫茶店業) 据置期間: 2年以内 貸付期間: 7年以内	①旅館業・飲食店営業及び喫茶店営業を営んでいる ②最近1か月の売上高が前年又は前々年同月比10%減少しており、今後も減少が見込まれる ③中長期的に業況が回復し、発展することが見込まれる		<a href="#">日本政策金融公庫HP</a>
		実施中	融資 商工中金・危機対応融資【政府系・実質無利子無担保融資】	融資限度額: 6億円以内 据置期間: 5年以内 貸付期間: 20年以内(設備資金)/15年以内(運転資金)	①最近1か月間等の売上高又は過去6か月間(最近1か月間を含む)の平均売上高が前3年のいずれかの年の同期5%以上減少している ②前3年同期と単純に比較できない場合等は、最近1か月間等の売上高又は過去6か月間(最近1か月間を含む)の平均売上高が、過去3か月間(最近1か月を含む)等の平均売上高と比較して5%以上減少している。		商工組合中央金庫 相談窓口 0120-542-711
		実施中	融資 新型コロナウイルス対策マル経融資【政府系・実質無利子無担保融資】	融資限度額: 別枠1,000万円以内 据置期間: 4年以内(設備資金)/3年以内(運転資金) 貸付期間: 10年以内(設備資金)/7年以内(運転資金)	①最近1か月間等の売上高又は過去6か月間(最近1か月間を含む)の平均売上高が前3年のいずれかの年の同期5%以上減少している ②前3年全ての同期と比較が望ましくない場であって、最近1か月間等の売上高又は過去6か月間(最近1か月間を含む)の平均売上高が、過去3か月間(最近1か月を含む)等の平均売上高と比較して5%以上減少している。 ③商工会議所等の実施する経営指導を受けており、商工会議所等の長の推薦が必要	日本政策金融公庫 千葉支店 043-241-0078	<a href="#">日本政策金融公庫HP</a>

事業者向け支援策

新型コロナウイルス感染症に伴う主な支援策一覧【国・県等】

令和3年3月18日現在

事業者向け支援策	申請区分	対象	実施区分	支援策	主な概要	主な条件等	相談窓口	URL
	【時短・休業協力金】 事業主が申請	感染拡大防止のため、県からの <b>営業時間短縮要請に協力した飲食店</b>	令和3年 3月10日から 4月15日まで	給付	<b>NEW</b> 千葉県感染拡大防止対策協力金(第3弾)	令和3年 <b>2月8日から3月7日までの間</b> 、継続して営業時間短縮等に協力した飲食店の場合、協力金として <b>一律168万円</b> を支給。	従前は20時から翌朝5時までの間に営業し、以下の要請項目に協力した飲食店(食品衛生法に基づく「飲食店営業」又は「喫茶店営業」の許可を受けていること) ・20時から5時の間、営業を休止 ・酒類を提供する場合は11時から19時まで ・業種別ガイドライン等に基づく感染防止策の徹底	千葉県感染拡大防止対策 協力金 コールセンター 0570-003894
【資金繰り】 事業主が申請	<b>飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により影響を受けた事業者</b>	令和3年3月 8日から5月 31日まで	給付	<b>NEW</b> 一時支援金	緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により影響を受け、売り上げが減少した中小法人・個人事業主を対象に、 <b>中小法人等の場合は60万円、個人事業者等の場合は30万円</b> を上限に一時金を支給。	緊急事態宣言発令地域の飲食店と直接・間接の取引があること、または緊急事態宣言発令地域における不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けたことにより、令和3年1月～3月のいずれかの月の売上高が対前年比(または対前々年比)▲50%以上減少していること。	一時支援金事務局 相談窓口0120-211-240	<a href="#">経済産業省HP</a>  <a href="#">一時支援金WEBサイト</a>

個人・世帯向け支援策	申請区分	対象	実施区分	支援策	主な概要	主な条件等	相談窓口	URL	
	【生活支援】 個人が申請	収入が減って <b>家計・生活の維持が難しい方</b>	実施中	貸付	緊急小口資金	貸付上限: <b>20万円</b> 返済据置有 償還期間:2年以内	①休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付が必要 ②この特例による貸付を他の自治体で受けていないこと	緊急小口特例貸付 コールセンター (9:00～21:00 土日祝日含む) 0120-46-1999 香取市社会福祉協議会 0478-54-4410	<a href="#">香取市社会福祉協議会HP</a>
			実施中	貸付	総合支援資金	貸付上限:2人以上世帯 <b>月20万円</b> 単身世帯 <b>月15万円</b> 貸付期間:原則3か月(3回)以内 返済据置有 償還期間:10年以内	①失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難 ②この特例による貸付を他の自治体で受けていないこと	香取市社会福祉協議会 0478-54-4410	<a href="#">香取市社会福祉協議会HP</a>
	【生活支援】 個人が申請	離職・減収等で <b>住む家を失った、または失う恐れがある方</b>	実施中	給付	住居確保給付金	支給期間:原則3カ月 (一定の状況により延長、再延長が可。最大9カ月 ※令和2年度の申請に限り最大12カ月の延長が可能) 支給上限額:単身世帯 <b>月額37,200円以内</b> 2人世帯 <b>月額45,000円以内</b> 3～5人世帯 <b>月額48,400円以内</b> ※6人世帯以上はお問い合わせください。	①住宅を新規に賃貸する又は現に賃貸しており、離職・休業等により失った又は失う恐れがある ②離職後2年以内、または個人の責めにやらない理由の休業等により世帯収入および世帯預貯金額が基準額以下	香取自立支援相談センター 0478-79-0516	<a href="#">香取市HP</a>
	【生活支援】 国民健康保険世帯主が申請	感染、または感染の疑いがあり <b>労務ができなかった方</b>	実施中	給付	傷病手当金	対象日数:休業した日から起算して3日を経過した日から労務できない日 支給額: <b>一日当たりの給与額×3分の2×対象日数</b> 適用期間:令和2年1月1日～令和3年3月31日	①国民健康保険に加入、直近の3月間に給与等の支払を受けている ②休業中に就業先から給与等の支払がある場合、支給額より差し引くことがある ③入院が継続する場合等は最長1年6月	市民課 国民健康保険班 0478-50-1228	<a href="#">香取市HP</a>
	【生活支援】 後期高齢者医療保険被保険者が申請	感染、または感染の疑いがあり <b>労務ができなかった方</b>	実施中	給付	傷病手当金	対象日数:休業した日から起算して3日を経過した日から労務できない日 支給額: <b>一日当たりの給与額×3分の2×対象日数</b> 適用期間:令和2年1月1日～令和3年3月31日	①後期高齢者医療保険に加入、直近の3月間に給与等の支払を受けている ②休業中に就業先から給与等の支払がある場合、支給額より差し引くことがある ③入院が継続する場合等は最長1年6月	千葉県後期高齢者医療 広域連合 給付管理課 043-216-5013 市民課 年金・高齢者医療班 0478-50-1228	<a href="#">千葉県後期高齢者医療広域連合HP</a>  <a href="#">香取市HP</a>
	【生活支援】 申請不要	国保被保険者資格証明書をお持ちで <b>医療機関等を受診した方</b>	実施中	給付	資格証明書を提示した場合、被保険者証とみなして取り扱う	窓口での <b>一部負担金は2割または3割</b> となる	①感染の疑いがあり帰国者・接触者外来等を受診する時 ②感染された方のうち軽症者等の宿泊療養及び自宅療養期間中に医療機関等を受診する時 ③資格証明書を医療機関に提示した場合 ④その他の診療分は、これまでどおり10割	市民課 国民健康保険班 0478-50-1228	<a href="#">香取市HP</a>
	【生活支援】 国民年金第1号被保険者が申請	<b>国民年金保険料の納付が困難な方</b>	実施中	免除・猶予	国民年金保険料臨時特例免除	収入が相当程度まで下がった場合は、申請により <b>国民年金保険料を免除・猶予</b>	下記の2点をいずれも満たした方が対象 ①令和2年2月以降に収入が減少したこと ②当年中の所得の見込みが、現行の免除等に該当する水準になることが見込まれること	ねんきん加入者ダイヤル 0570-003-004 佐原年金事務所 0478-54-1442	<a href="#">日本年金機構HP</a>
	【生活支援】 個人が申請	<b>学費等の支援が必要な方</b>	実施中	減免・給付	高等教育就学支援新制度(大学・短大・高等専門学校・専門学校等)	・ <b>授業料の減免</b> が受けられます ・ <b>給付型奨学金</b> が支給されます	高等教育修学支援新制度(2020年4月からスタート) 住民税非課税世帯・準ずる世帯の学生 (4人世帯の目安収入 ～380万円)	日本学生支援機構 0570-666-301	<a href="#">文部科学省HP</a>
	【生活支援】 個人が申請 ※①に該当する方の基本給付は申請不要	<b>児童扶養手当を受給している世帯</b>	実施中	給付	ひとり親世帯臨時特別給付金	給付額:基本給付として <b>1世帯5万円</b> ( <b>第2子以降1人につき3万円加算</b> ) 追加給付として①②に該当する方のうち収入が減少した世帯に <b>5万円</b> <b>「基本給付」の再支給として基本給付と同額</b>	①令和2年6月分の児童扶養手当の支給を受けている人 ②公的年金給付等を受給しており、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額停止される人 ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となった人	ひとり親世帯臨時特別給付金 コールセンター 0120-400-903 子育て支援課 0478-50-1257	<a href="#">厚生労働省HP</a>  <a href="#">香取市HP</a>
【生活支援】	<b>休業期間中、賃金が支払われない方</b>	実施中	給付	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金	給付額:休業前の1日当たり平均給与×80%×(各月の日数-就労した又は労働者の事情で休んだ日数) <b>1日当たりの支給額(上限11,000円)×休業実績</b>	令和2年4月1日から令和3年2月28日までの間に事業主の指示を受けて休業(休業手当の支払なし)した中小企業の労働者。1日8時間等の勤務だったものが、時短営業などで勤務時間が減少した場合でも、1日4時間未満の就労であれば、1/2日休業したものと対象となる。また、月の一部分の休業も対象となる。	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター 0120-221-276	<a href="#">厚生労働省HP</a>	

新型コロナウイルス感染症に伴う主な支援策一覧【国・県等】

令和3年3月18日現在

申請区分	対象	実施区分	支援策	主な概要	主な条件等	相談窓口	URL
個人・世帯向け支援策	【生活支援】 学生が申請	実施中	給付 学生支援緊急給付金	給付額：大学・短大・高専・専門学校生等1人当たり <b>20万円(住民税非課税世帯)</b> <b>10万円(上記以外)</b>	対象学生：国公立大学(大学院含む)・短大・高専・専門学校 (留学生や日本語教育機関も含む) ・家庭から自立してアルバイト収入により学費等を賅っている学生 ・新型コロナウイルス感染症拡大による影響でアルバイト収入が大幅に減少し、大学等での就学の継続が困難になっている。	通われている各学校にお問合せください	<a href="#">文部科学省HP</a>
	【生活支援】 国民健康保険世帯主が申請	実施中	減免 国民健康保険税の減免	保険税を <b>全額免除</b> (適用期間 令和2年2月納期限分から令和3年3月末までの納期限のもの)	医師による診断書等により感染を確認でき、死亡又は重篤な傷病(1か月以上の治療)に至っている。	税務課市民税班 0478-50-1242	<a href="#">香取市HP</a>
		実施中	減免 国民健康保険税の減免	保険税を <b>一部減免</b> (適用期間 令和2年2月納期限分から令和3年3月末までの納期限のもの)	下記の条件をいずれも満たす必要あり ①事業収入や給与収入など、収入の種類ごとにみた収入のいずれかが、前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること ②前年の所得の合計額が1,000万円以下であること ③収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること	税務課市民税班 0478-50-1242	<a href="#">香取市HP</a>
	【生活支援】 後期高齢者医療保険被保険者が申請	実施中	減免 後期高齢者医療保険料の減免	保険料を <b>全額免除</b> (適用期間 令和2年2月納期限分から令和3年3月末までの納期限のもの)	医師による診断書等により感染を確認でき、死亡又は重篤な傷病(1か月以上の治療)に至っている。	市民課 年金・高齢者医療班 0478-50-1228	<a href="#">千葉県後期高齢者医療広域連合HP</a> <a href="#">香取市HP</a>
		実施中	減免 後期高齢者医療保険料の減免	保険料を <b>一部減免</b> (適用期間 令和2年2月納期限分から令和3年3月末までの納期限のもの)	下記の条件をいずれも満たす必要あり ①事業収入や給与収入など、収入の種類ごとにみた収入のいずれかが、前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること ②前年の所得の合計額が1,000万円以下であること ③収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること	市民課 年金・高齢者医療班 0478-50-1228	<a href="#">千葉県後期高齢者医療広域連合HP</a> <a href="#">香取市HP</a>
	【生活支援】 介護保険世帯員が申請	実施中	免除 介護保険料の免除	保険料を <b>全額免除</b> (適用期間 令和2年2月納期限分から令和3年3月末までの納期限のもの)	医師による診断書等により感染を確認でき、死亡又は重篤な傷病(1か月以上の治療)に至っている。	高齢者福祉課 保険管理班 0478-50-1208	<a href="#">香取市HP</a>
		実施中	減免 介護保険料の減免	保険料を <b>一部減免</b> (適用期間 令和2年2月納期限分から令和3年3月末までの納期限のもの)	下記の要件をいずれも満たした方が対象 ①事業収入や給与収入など、収入の種類ごとにみた収入のいずれかが、前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること ②収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること	高齢者福祉課 保険管理班 0478-50-1208	<a href="#">香取市HP</a>

新型コロナウイルス感染症に伴う主な支援策一覧【香取市独自】

令和3年3月18日現在

事業者向け支援策	申請区分	対象	実施区分	支援策	主な概要	主な条件等	相談窓口	URL	
	【資金繰り】 事業主が申請	コロナウイルス感染症の影響により <b>経営状況が厳しい事業者</b>	終了	給付	香取市中小企業者事業継続支援金	支援額： <b>10万円～最大30万円</b>	①市内に主たる事業所を有する中小企業(個人事業主等含む)で、引き続き事業を行う者(「香取市飲食店等緊急支援金」の対象者を除く) ②売上が前年同月比50%以上減少しており、 市内に事業所が1か所の場合：10万円 市内に事業所が2か所の場合：20万円 市内に事業所が3か所の場合：30万円	商工観光課 0478-50-1212	<a href="#">香取市HP</a>
個人・世帯向け支援策	申請区分	対象	実施区分	支援策	主な概要	主な条件等	相談窓口	URL	
	申請不要	<b>妊婦の方</b>	実施中	配布	香取市妊婦等マスク配付事業	不織布マスク： <b>妊婦1人につき20枚</b> (滅菌処理済 1袋10枚入り2セット)	妊娠届出を済ませた妊婦	子育て世代 包括支援センター 0478-79-0922	<a href="#">香取市HP</a>
	個人が購入 (事業者・個人向け支援)	市内在住の方	終了	助成	香取市プレミアム付商品券発行事業	<b>市内の消費活性化を図るため</b> 、1冊で <b>13,000円分</b> のプレミアム付商品券を <b>10,000円で販売(プレミアム率30%)</b> 1人あたり最大 <b>2冊まで購入可能</b> 商品券購入期間：令和2年9月1日(火)～令和2年10月30日(金) 商品券利用期間：令和2年9月1日(火)～令和3年2月28日(日) 商品券販売場所：佐原商工会議所、香取市商工会など	①令和2年7月1日時点で香取市に住民登録がある人 ②各世帯に郵送されている「購入引換券」を佐原商工会議所又は香取市商工会の販売窓口にて提示のうえ、商品券を購入 (1枚の「購入引換券」で世帯全員分のプレミアム付商品券を購入できます)	商工観光課 0478-50-1212	<a href="#">香取市HP</a>
	【生活支援】 個人が申請	<b>特別定額給付金の対象となっていない子どもを扶養している世帯</b>	実施中	給付	<b>NEW</b> 香取市赤ちゃんの子育て世帯応援給付金	給付額： <b>子ども1人につき5万円</b>	申請日時点で香取市住民基本台帳に記録されている、令和2年4月28日から令和3年4月1日までに生まれた子どもを扶養している方	子育て支援課 0478-50-1257	<a href="#">香取市HP</a>
	【生活支援】 個人が申請	<b>妊産婦の方</b>	実施予定	給付	<b>NEW</b> 香取市妊産婦応援給付金	給付額： <b>妊産婦1人につき2万円</b>	令和3年3月31日から申請日まで引き続き香取市住民基本台帳に記録されている、令和2年6月2日から令和3年3月31日までに母子健康手帳を交付された妊婦。(ただし、令和3年4月1日までに出産された方は「香取市赤ちゃんの子育て応援給付金」の対象となるため対象外)	子育て世代 包括支援センター 0478-79-0922	<a href="#">香取市HP</a>